

# 不用品買い取りをうたう 「訪問購入」にご用心！



## 事例 1

知らない業者から「不用品を買い取るが何かないか」と電話があった。「皿やバッグがある」と伝え、翌日自宅に訪問し、「貴金属はないか」と言い出した。指輪とネックレスを見せたら売ると言っていないのに一方的に「3万円で買い取る」と言い、鞆にしまってしまった。取り戻したい。

## 事例 2

「金の買い取りをする」と業者から電話があった。「査定だけでもいい」と言われ、来訪を承諾し、金の指輪を査定してもらった。安い金額で強引に売却を迫られ怖くなったので、代金を受け取った。翌日業者に電話をして、解約したいと伝えたが「解約には応じられない」と言われた。

## アドバイス

「訪問購入」において事業者は消費者宅に飛び込みで訪問することや、事実を告げず勧誘すること、一度取引を断った消費者への再勧誘が禁止されています。※契約してしまっても契約書面（法定書面）を受け取った日を含め8日以内であれば、クーリング・オフができます。（ただしクーリング・オフできない商品もあるので注意）クーリング・オフ期間中は事業者への商品引き渡しを拒むことができます。また事業者が第三者に商品を引き渡す際は、売り主にその旨を通知する義務があります。

トラブルに合わないためには査定や見積りと言われても、簡単に事業者の来訪を承諾しないように注意しましょう。

買取業者は古物商の許可が必要です。訪問して取引する場合は「古物商許可証」などの携帯義務があります。提示を求めましょう。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや!)